

規制の事前評価書

法令案の名称：船舶安全法第三十二条ノ二の船舶の範囲を定める政令の一部を改正する政令案

規制の名称：船舶安全法第四条第一項の規定を当分の間適用しない船舶の範囲の見直し（船舶安全法第三十二条ノ二の船舶の範囲を定める政令関係）

規制の区分：☐新設 ☒拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：国土交通省海事局安全政策課

評価実施時期：令和7年3月28日

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- 船舶安全法（昭和8年法律第11号）第4条第1項に規定する無線電信等又は無線電話（以下「無線電信等」という。）の設置義務は、同法第32条の2により、政令（船舶安全法第三十二条ノ二の船舶の範囲を定める政令（平成3年政令第275号。以下「令」という。））で定める船舶について、当分の間猶予されている。
- 令で規定する船舶の範囲は、航行区域（漁船にあっては従業する水域）及び船舶の大きさに応じ、想定される航行上の危険が少ない船舶等であり、現行の具体的な令で規定する船舶の範囲は、旅客船（12人を超える旅客定員を有する船舶）を除く沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶（陸から比較的近い海域を航行する船舶）等を無線電信等の設置猶予の対象としているところ。
- 船舶安全法第三十二条ノ二の船舶の範囲を定める政令の一部を改正する政令案により、その範囲から1人以上の旅客定員を有する船舶を除くことにより、当該船舶に対し無線電信等の設置を義務付けることとする。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- 近年の海難の状況においては、船舶種類別の1隻あたりの死傷者発生数は旅客船（旅客定員1人以上12人以下の船舶を含む。）が最も多い。（海上保安庁「海難の現況と対策」及び日本小型船舶検査機構「小型船舶統計集」等による船舶の用途別隻数に基づき海事局で算出）

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/doc/hakkou/toukei/toukei.html>

https://jci.go.jp/jci/toukei_jouhou.html

【参考】1隻あたりの死傷者発生数（船舶種類別の死傷者発生数（R3～R5年平均）÷船舶の用途別隻数）

旅客を輸送する船舶： 0.00171

漁船・貨物船・タンカー： 0.00078

その他： 0.00127

- また、近年の海難事故の事例に目を転じると、令和4年4月23日に発生した知床遊覧船事故（事故船舶は旅客定員13人以上）においては、当該船舶と陸上施設との間に有効な通信手段がなかったため、航行中に運航会社の人員から船長への情報提供や助言等の支援を行うことができなかった（出典：運輸安全委員会「知床遊覧船事故調査報告書」）。当該事故を踏まえ、小型船舶を使用する旅客輸送における安全対策を総合的に検討するため、令和4年5月11日から知床遊覧船事故対策検討委員会（以下「委員会」という。）が設置された。委員会のとりまとめである「旅客船の総合的な安全・安心対策」（令和4年12月22日とりまとめ）においては、旅客船（旅客定員1人以上12人以下の船舶を含む。）に対して、緊急時に確実に通信可能な無線設備を義務付けるという安全対策が示された。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

従前は無線電信等の周波数の配分状況により旅客定員1人以上12人以下の船舶については義務を課していなかったところ、近年の通信に係る技術革新により陸上と繋がる海上通信システムが広く一般的に普及してき

たこと及び委員会とりまとめにおける指摘を踏まえ、令で規定する船舶の範囲から「1人以上の旅客定員を有する船舶」を除き、当該船舶に対し無線電信等の設置を義務付けることで、陸上との確実な連絡手段を確保することができるようにする。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

＜その他の規制手段の検討状況＞

■検討した □検討しなかった

（検討した内容）

- ・ 旅客定員を有する船舶を用いて事業を営む者は、海上運送法（昭和24年法律第187号）に基づき、輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項等を定めた安全管理規程を作成しているところ、陸上施設との確実な連絡の手段を確保するために無線電信等を搭載することを安全管理規程に記載するよう海上運送法体系で規定するという案が考えられる。
- ・ しかし、船舶安全法第4条第1項は原則として全ての船舶について無線電信等の設置を義務付けていることに対し、海上運送法において無線電信等の設置を義務付けた場合、対象船舶の範囲が事業船のみに絞られ、効果が限定される。
- ・ 海上を航行中の船舶にとって、海難の予防及び海難時の救命のための通信手段として無線電信等は重要であることから、今後、無線局数の拡大や新たな無線電信等の開発状況を踏まえ、無線電信等の設置義務付けに係る段階的な拡大を引き続き検討しており、将来的に「1人以上の旅客定員を有する船舶」以外の船舶にも無線電信等の設置が義務付けられる際に海上運送法体系で規定する案では対応できないことから、本規制案の採用が妥当である。

＜その他非規制手段の検討状況＞

□非規制手段を全く導入しておらず、今回初めて検討した

□非規制手段を全く導入しておらず、今回も検討しなかった

□非規制手段を既に導入しているが、別途の非規制手段も検討した

■非規制手段を既に導入しているため、検討しなかった

（既に導入済みの非規制手段の内容）

- ・ 令和4年度補正予算を活用し、一部の無線電信等を含む安全設備を購入する費用の一部を補助する「小型旅客船等安全対策事業費補助事業」（令和6年10月31日まで公募）を実施した。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ・ 本規制案により、1人以上の旅客定員を有する船舶に無線電信等が設置されることとなるため、船舶と陸上との間で確実な通信手段が確保され、航行時に気象・海象が悪化した際、陸上から情報提供や助言等の支援を受けることで被害の軽減（不測の事態への備え）が期待される。その効果については、事故が必ずしも気象・海象の悪化によってのみ引き起こされるわけではなく、本規制導入以外の要素の影響を受けるため、本規制のみの効果を切り出して把握することは困難であり、また、その性質上、その将来的な効果を現時点において予め推定することも困難であるが、事後評価書を作成するまでには、「海難の現況と対策」（海上保安庁）における「旅客船」（旅客定員（船舶検査証書、臨時変更証又は船舶検査手帳に記載されている最大搭載人員をいう。）が12人を超える船舶で、人の輸送に従事するもの及び旅客定員12人以下の船舶で、旅客運送事業に従事するものをいう。）の死傷者発生数を指標として、本規制の効果を定量的に把握することとする。なお、「海難の現況と対策」（海上保安庁）における「旅客船」の現状は以下表のとおり。

【表】船舶種類別の死傷者発生数（抜粋）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
旅客船	14	7	12	45	24	93	6	5	34	17

4 負担の把握

【新設・拡充】

＜被規制者の遵守費用＞

- ・ 本規制案の対象船舶は約 28 万隻が見込まれるものの、対象船舶の一部に対し抽出調査を実施したところ、既に約 98%の対象船舶が何らかの無線電信等を有している状況にある。無線電信等の導入に係る費用の一例として、VHF 無線電話（無線電信等の一種）の購入費は海事局調べによると約 3 万円、電波法に基づく無線従事者（第二級海上特殊無線技士）の資格取得に必要な試験手数料は 5,600 円、10 ワット超 50 ワット以下の送信機を想定すると、無線局（船舶局）の免許取得に 10,000 円、無線設備の定期検査のため 5 年に一度 38,900 円が見込まれるため、新たに遵守費用が発生する対象船舶（約 5,600 隻）全体において初期費用は約 2 億 6 千万円程度、維持費用は毎年 4 千 4 百万円程度と想定される。

＜概算費用の算定根拠＞

- ・ 対象船舶：280,000 隻 $\times 0.02 = 5,600$ 隻
- ・ 初期費用：（30,000 円 + 5,600 円 + 10,000 円） $\times 5,600$ 隻 = 255,360,000 円
- ・ 維持費用：38,900 円 $\times 5,600$ 隻 $\div 5 = 43,568,000$ 円（年間）

ただし、本規制案の対象設備の導入費用の一部は、小型旅客船等安全対策事業費補助金（公募期間：令和 5 年 4 月 26 日から令和 6 年 10 月 31 日まで）の対象となる等、支援策がとられたことから、その影響の最小化が図られたものと考えられる。

＜行政費用＞

- ・ 本規制に関する搭載設備の確認は船舶検査の際に行うこととなるが、本規制案の対象船舶は既に無線電信等以外の船体構造や設備に関する検査を受けており、無線電信等に関する定期的な検査は他の設備等の検査と同時にを行うため、現在の執行体制において対応することが可能であり、発生する行政費用は軽微であると考えられる。

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

■意見聴取した □意見聴取しなかった

＜主な意見内容と今後調整を要する論点＞

- ・ 本規制案については、学識者、有識者、業界等から関係者が参加した委員会において 10 回にわたる審議結果を踏まえてとりまとめられた「旅客船の総合的な安全・安心対策」の具体的施策の内容を踏まえたものであり、利害関係者となる委員から無線電信等の義務化に関しての発言は無かった。また、委員会のとりまとめはパブリックコメント手続き（意見募集期間：令和 4 年 11 月 14 日から令和 4 年 12 月 6 日まで）を踏んでいるところ、無線電信等の設置義務に関する本規制案については、「無線電話の搭載義務の拡充は、中小事業者にとって大きな負担となるため、補助制度を必ずセットで講じるべき」との意見があり、小型旅客船等安全対策事業費補助金事業を実施した。

＜関連する会合の名称、開催日＞

- ・ 知床遊覧船事故対策検討委員会（令和 4 年 4 月以降 10 回開催し、令和 4 年 12 月とりまとめ。）

＜関連する会合の議事録の公表＞

- ・ 知床遊覧船事故対策検討委員会の資料及び議事概要について国土交通省 HP に掲載。

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr4_000036.html

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

＜上記以外の法令案＞

- ・ 本規制案については、本政令案の施行から 5 年後（令和 12 年度）に事後評価を実施する。